

◎減価償却費の計算方法について

平成 19 年度税制改正により、減価償却費の計算方法が 2 通りとなっています。取得日が平成 19 年 4 月 1 日以後のものと平成 19 年 3 月 31 日以前のものとの区分されます。

また、平成 20 年度税制改正により、21 年分の申告から耐用年数が変更になっています。

1. 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した資産⇒「新たな償却の方法」により 1 円まで償却可能

【計算式】 減価償却費の額＝取得価額×償却率×使用月数／12

※償却率は減価償却資産の耐用年数によって異なります。

【計算例】(新たな)定額法

令和元年 5 月 1 日に小型トラクターを 300 万円で購入した場合

○耐用年数 平成 21 年分以降は 7 年(償却率 0.143)

	年分	耐用年数	償却率	計算式	減価償却費	未償却残高
1	R01	7 年	0.143	300 万円×0.143×8/12	286,000	2,714,000
2	R02	7 年	0.143	300 万円×0.143	429,000	2,285,000
3	R03	7 年	0.143	300 万円×0.143	429,000	1,856,000
4	R04	7 年	0.143	300 万円×0.143	429,000	1,427,000
5	R05	7 年	0.143	300 万円×0.143	429,000	998,000
6	R06	7 年	0.143	300 万円×0.143	429,000	569,000
7	R07	7 年	0.143	300 万円×0.143	429,000	140,000
8	R08			未償却残高 1 円まで償却	139,999	1

※耐用年数経過時点において、未償却残高 1 円まで償却になります。

2. 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産⇒原則として改正前と同様の計算を行う

【計算式】 減価償却費の額＝取得価額×0.9×償却率×使用月数／12

※償却率は減価償却資産の耐用年数によって異なります。

- ① 上記の計算式で取得価格の 95% まで償却します。
- ② ①の翌年から取得価格の 5% を 5 年間で残り 1 円まで均等に償却します。

3. 中古・少額の減価償却資産等について

○ 中古の減価償却資産について

中古資産の耐用年数は、その事業の用に供した時以後の使用可能期間として見積られる年数によることとされていますが、その年数を見積ることが困難なものについては、次の区分に応じ、それぞれの年数によることのできるという「簡便法」が認められています。

1. 法定耐用年数の全部を経過している場合

法定耐用年数 × 0.2 = 「残存耐用年数」

(例) 10 年使用したトラクター(耐用年数 7 年)を購入した場合

7 年 × 0.2 = 1.4 年 → 2 年 中古の耐用年数は最低でも 2 年あります。

2. 法定耐用年数の一部を経過している場合

(法定耐用年数 - 経過年数) + (経過年数 × 0.2) = 「残存耐用年数」

(例) 3 年使用したトラクター(耐用年数 7 年)を購入した場合

(7 年 - 3 年) + (3 年 × 0.2) = 4.6 年 → 4 年(1 年未満の端数は切り捨て)

○ 少額な減価償却資産について

使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については、減価償却をしないで使用した時に、その取得価額がそのまま必要経費になります。

○ 一括償却資産について

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、使用を開始した年以後3年間の各年分において、取得価額の3分の1を必要経費にすることができます。（「償却率」欄に「1/3」と記入）

《減価償却資産の償却率表》

耐用年数	H19.4.1以後取得	H19.3.31以前取得	耐用年数	H19.4.1以後取得	H19.3.31以前取得	耐用年数	H19.4.1以後取得	H19.3.31以前取得
	定額法償却率	旧定額法償却率		定額法償却率	旧定額法償却率		定額法償却率	旧定額法償却率
2	0.500	0.500	19	0.053	0.052	36	0.028	0.028
3	0.334	0.333	20	0.050	0.050	37	0.028	0.027
4	0.250	0.250	21	0.048	0.048	38	0.027	0.027
5	0.200	0.200	22	0.046	0.046	39	0.026	0.026
6	0.167	0.166	23	0.044	0.044	40	0.025	0.025
7	0.143	0.142	24	0.042	0.042	41	0.025	0.025
8	0.125	0.125	25	0.040	0.040	42	0.024	0.024
9	0.112	0.111	26	0.039	0.039	43	0.024	0.024
10	0.100	0.100	27	0.038	0.037	44	0.023	0.023
11	0.091	0.090	28	0.036	0.036	45	0.023	0.023
12	0.084	0.083	29	0.035	0.035	46	0.022	0.022
13	0.077	0.076	30	0.034	0.034	47	0.022	0.022
14	0.072	0.071	31	0.033	0.033	48	0.021	0.021
15	0.067	0.066	32	0.032	0.032	49	0.021	0.021
16	0.063	0.062	33	0.031	0.031	50	0.020	0.020
17	0.059	0.058	34	0.030	0.030			
18	0.056	0.055	35	0.029	0.029			